

# **太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する ガイドライン**

**平成31年2月**

**群馬県下仁田町**

## 【 目 次 】

1 はじめに	2
2 目的	2
3 対象	2
4 設置するのに適当でないエリア	2
5 施設の適正な設置	5
6 施設設置後の適正な維持管理等	9
7 町の役割	10
8 その他	10

## 【 参考資料 】

(1) 太陽光発電施設設置事業概要書	11
(2) 適正な設置・管理フロー	12
(3) 関係法令（土地利用・環境等）	13
(4) 太陽光発電に関するガイドライン等	20

## 1 はじめに

再生可能エネルギーの導入の推進を図るため、国は、平成24年7月から固定価格買取制度を開始し、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が、全国的に急速に拡大しています。

当町においても、「下仁田町環境基本計画」の省エネルギー省資源のための取り組みとして、太陽光発電等の新エネルギー促進を挙げています。

しかし、太陽光発電については、設置や運用・撤去に至る時まで、景観や騒音、光害等生活環境や自然環境等に様々な影響を与えることが懸念されており、また、自治体や住民に知らされないまま工事が進められる等により、安全に対し様々な不安を住民に与えることも推測されます。

## 2 目的

本ガイドラインは、町内において事業用の太陽光発電施設を設置しようとしている事業者（以下「事業者」という。）が、地域の理解を得ながら太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、地域社会との共生が図られた太陽光発電事業（以下「事業」という。）を円滑に実施することを目的としています。

また、設置に当たっての手続きや、施工に当たって配慮すべき事項等を示し、事業者に自主的な取組を求めるものです。

## 3 対象

本ガイドラインの対象施設は、町内において設置する出力50kw 以上の事業用の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）です。

ただし、実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kw 以上となる場合（分割案件）も対象とします。

※ 出力：太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値（固定価格買取制度の設備認定時の「太陽光発電設備の発電出力の考え方」に基づく）

※ 太陽光発電施設：太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）

## 4 設置するのに適当でないエリア

太陽光発電施設の設置に当たっては、法的規制の有無や採算性だけでなく、生活環境、景観、防災等の幅広い観点から、地域への影響を考慮する必要があります。

このため、世界遺産条約で保護される世界文化遺産や自然公園法で定める国定公園の特別保護区域等、開発行為が厳しく制限されている区域や文化財周辺区域、ジオサイト周辺区域、特定の農地の他、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設の設置により、甚大な影響が想定される地域を、本ガイドラインでは、原則として「設置するのに適当でないエリア」とします。

また、「設置するのに適当でないエリア」の他にも、自然公園法(普通地域)、農地法(第2種農地及び3種農地)、森林法(地域森林計画対象民有林)等法令上の手続(許可等)を要するエリアや、都市計画地域、良好な自然景観地区、河川沿い等、生活環境、景観、防災等への影響が想定される地域については、設置場所の変更や「5 施設の適正な設置」に示す事項について、十分な検討や調整を行う必要があります。

なお、町や県の条例やガイドライン等で本ガイドラインとは別に示されているエリアがある場合は、各条例等に従い対応する必要があります。

#### 「設置するのに適当でないエリア」

関係法令	エリア(区域の名称)	理由
自然公園法	【国定公園】 ① 特別保護地区 ② 第1種特別地域 ③ 第2種特別地域 ④ 第3種特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きい。
農地法  農業振興地域の整備 に関する法律(農振法)	① 農用地区域 ② 甲種農地又は採草放牧地 ③ 第1種農地又は採草放牧地 ④ 土地改良事業を実施した優良農地及び5ha以上集団的に存在する農地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。  ① 農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地 ② 第1種農地又は採草放牧地のうち、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えた農地又は採草放牧地 ③ 以下のいずれかに該当するものをいう。 ・10ha 以上の一団の農地又は採草放牧地 ・農業公共投資の対象となった農地又は採草放牧地 ④ 農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした農業生産基盤の整備を行うもの
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の

		目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	① 河川区域 ② 河川保全区域 ③ 河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ① 1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべき区域 ② 河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地 ③ 河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産や生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産や生命等を脅かすリスクが高い。

景観法	景観形成重点地区	景観計画の景観計画区域のうち、重点的計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
文化財保護法	重要文化財 史跡 名勝 天然記念物 埋蔵文化財 等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
下仁田町文化財の保護に関する条例	町指定重要文化財 町指定史跡 町指定名勝 町指定天然記念物 等	復元が不可能な共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
日本ジオパーク登録地域	ジオサイト	下仁田ジオパークとして、保護されている露頭やその周辺および地域。
世界遺産条約	資産 緩衝地帯	資産の範囲は文化財保護法により史跡に指定された範囲と一致している。 緩衝地帯は、資産の価値に負の影響を及ぼすような景観要素を防ぐために必要な範囲を基礎として設定されている（「景観法」「屋外広告物法」「森林法」が適用される）。

## 5 施設の適正な設置

### (1)事前協議

事業者は、太陽光発電施設の設置工事に着手する前、早い段階にて「太陽光発電施設設置事業概要書」（以下「事業概要書」という。）を提出し、施工や維持管理等について事前協議を行ってください。（埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は60日前までに届出が必要です）

工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含みます。

#### ア 「事業概要書」の提出

- ① 太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、計画している事業内容を記載した「事業概要書」（別紙様式）を提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合は、「事業概要書」を修正の上、再度提出すること。

また、事業が中止となった場合には、その旨を提出先へ連絡すること。

- ② 「事業概要書」には、太陽光発電施設の設置予定場所・面積・事業者名・連絡先・発電出力・設置工事着工予定日・運転開始予定日等を記載すること。

#### イ 施工、維持管理等についての事前協議

- ① 「事業概要書」の提出と併せて、事業の実施に当たり、次の項目について協議すること。
- ・関係法令等(条例やガイドライン等を含む。)に基づく手続き
  - ・計画地周辺の住民、企業等その他関係者(以下「地元関係者」という。)への説明の範囲、説明内容及びその方法等
  - ・施工に当たって配慮すべき事項への対応
  - ・適正な維持管理及び撤去・廃棄についての計画

#### (2) 地域の理解促進

事業者は、太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、「事業概要書」の内容及び施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画等について、地元関係者へ説明し、理解を得た上で事業を進めるようしてください。

また、「事業概要書」の内容及び施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画等について、地元関係者の理解を得た場合であっても、設置工事の着手後に、当該事業に係る「事業概要書」の内容が変更される場合は、改めて地元関係者への説明を行い、理解を得てください。

なお、地元関係者から施工や維持管理等に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書や協定書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、地元関係者の理解を得てください。

##### ア 説明内容

- ① 「事業概要書」の内容
- ② 施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画
- ③ 関係法令等の手続き状況

##### イ 説明方法

- ① 地元関係者への説明に当たっては、説明及び周知の範囲並びに説明方法(説明会、訪問等)について町と協議を行うこと。
- ② 地元関係者から要望があった場合は、説明会を開催するよう努めること。

##### ウ 要望等への対応

- ① 地元関係者から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応すること。
- ② ①については、結果を町に報告すること。
- ③ 地元関係者から、合意等を示す文書作成の要望があった場合は、合意書や協定書

等を作成し、締結するよう努めること。

### (3) 施工に当たって配慮すべき事項

太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境、景観、防災等への様々な影響が想定されます。

森林の伐採や造成工事等を行う場合には、特に大きな影響が想定されますので、事業者は、施工に当たって、以下の事項について十分配慮してください。

また、地元関係者に事前に講じた対策について、説明を行い、理解を得た上で工事に着手してください。

#### ア 生活環境への配慮

##### ① 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動については、事前の説明により地元関係者の理解を得ていても、想定を上回る騒音等が発生することも予想されるため、事業者は地元関係者から要請があった場合、適切な対策を講じること。

##### ② 除草対策

除草剤等を散布する場合、事前に、散布の日時等について、地元関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

##### ③ 緩衝帯の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため、緑地その他 の緩衝帯を設けること。

##### ④ パネルの反射光の対策

事前に地元関係者の理解を得るとともに、必要に応じ、パネルの低反射タイプ採用 や、傾きを調整する等の対策を講じること。

#### イ 景観への配慮

豊かな自然や文化財等は、貴重な財産であるため、太陽光発電施設の設置に当たっては、町や教育委員会、地元関係者の意向を十分に尊重すること。

##### ① フェンス・植栽等による対策

景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、通行者や車両等から直接見えないように、フェンスや植栽等で対策を講じること。

##### ② 太陽光パネルの色彩等の対策

周囲と調和した、できる限り目立たない色彩とすること。

##### ③ 山並みや眺望等への対策

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。

#### ウ 防災・安全への配慮

長期にわたって確実な防災・安全対策を講じ、災害を誘発し、又は助長する行為を防止できるよう配慮をすること。

- ① 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等で法面の保護対策を講じること。
- ② がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水等でがけ地の崩落対策を講じること。
- ③ 湧き水対策

湧き水がある場合、地下排水管の設置等適切な措置を講じること。
- ④ 軟弱地盤対策

地盤について町や県に相談する等調査を行い、地盤改良の実施等の適切な措置を講じること。
- ⑤ 土砂崩れ対策

山地災害等により土砂災害が懸念される地域には、擁壁等適切な措置を講じること。
- ⑥ 雨水・排水対策

降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策(排水路改修、調整池等の設置)を講じること。
- ⑦ 適切な敷材の使用

施工に当たっては、設計に基づき、適切な敷材を使用すること。
- ⑧ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。  
また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤・排水処理施設・防塵ネットの設置等を行うこと。
- ⑨ 設備面の対策

太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格JIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定される強度を有するものであること。また、支持物の高さが4mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること(電気設備の技術基準の解釈 第46条第2項)。  
また、参考資料「太陽光発電に関するガイドライン等」を付録に示すので、参照すること。(各文章は最新版を参照のこと。)
- ⑩ 市街地等に設置する場合の配慮

市街地や住宅密集地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を地元関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。
- ⑪ 緊急連絡先の表示等

工事期間中は、見やすい場所に、事業者名・連絡先・工事期間等を表示すること。施設に起因すると思われる異常が発生した(又は懸念される)場合、迅速かつ

誠実な対応に努めるとともに、速やかに町や地元関係者に連絡すること。

## **6 施設設置後の適正な維持管理等**

### **(1)維持管理**

事業者は、施工中だけでなく、事業開始後も太陽光発電施設の適切な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電施設及びその周辺を確認し、適正に対処してください。

#### **ア 太陽光発電施設や敷地の適切な維持管理**

##### **① 定期的な保守点検**

太陽光発電施設及び敷地については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。

##### **② フェンス・植栽等による対策**

第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

#### **イ 周辺環境への対応**

周辺環境に影響を及ぼす状況(設備の破損、騒音、雑草、雨水流出等)が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について町及び地元関係者へ報告すること。

#### **ウ 災害発生時等の対応**

落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、機器等に異常が発生した場合又は太陽光発電施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに町及び地元関係者に連絡すること。

#### **エ 緊急連絡先の表示**

災害発生時等緊急の場合に連絡がとれるよう、太陽光発電施設の入り口に、事業者名及び緊急連絡先等を表示すること。

### **(2)撤去・廃棄**

事業者は、太陽光発電施設の撤去・廃棄について、事業計画の段階から検討し、事業計画に位置付けてください。

また、事業終了後は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」に基づき、事業者の責任において適正に処理してください。

## 7 町の役割

町は、太陽光発電施設を設置しようとしている事業者との事前協議等を行うこととします。

(1)事業者が提出する「事業概要書」の確認、受理及び保管

(2)事業者との事前協議

ア 関係法令等に基づく手続きに関する助言・指導(以下「助言等」という。)

イ 地元関係者への説明の範囲、説明内容及びその方法への助言等

ウ 施工に当たって配慮すべき事項の確認、助言等

エ 適正な維持管理、撤去・廃棄についての計画の確認、助言等

(3)地元関係者及び事業者との調整

ア 地元関係者からの要望の事業者への伝達

イ 太陽光発電施設及び敷地で異常(事故等)が発生した場合の状況把握

## 8 その他

(1)本ガイドラインは、原則として、本ガイドライン策定後に工事に着手する事業者に適用しますが、既に工事に着手している事業者又は既に事業を行っている者においても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行ってください。

(2)本ガイドラインは、出力50kw以上の事業用の太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く。)を対象としますが、出力50kw未満の太陽光発電施設についても、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、「5(3)施工に当たって配慮すべき事項」や「6 施設設置後の適正な維持管理等」に配慮した対応を行ってください。

## 別紙様式

年　月　日

下仁田町長

様

事業者名

(印)

## 太陽光発電施設設置事業概要書

内 容		記 入 年 月 日	年 月 日	
施設設置予定場所(住所)				
事業予定地の面積(m <sup>2</sup> )				
事業予定地の地目(複数ある場合は各々の地目と面積を記入)(m <sup>2</sup> )				
発電事業者	事 業 者 名			
	代 表 者 名			
	住 所			
	連絡先(担当者名)			
総 発 電 出 力 (kW)		kW		
太 阳 電 池 モ ジ ュ ー ル (太 阳 光 パ ネ ル) の 種 類		単結晶 CIGS	多結晶 その他( )	薄膜シリコン CIS
設 置 工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		
運 転 開 始 予 定 日		年 月 日		
備 考				

この「事業概要書」は、固定価格買取制度(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)により国の認定を受け、事業用として下仁田町内に太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く。)の設置を計画されている場合に、所要事項を記入の上、担当課へ提出をお願いします。

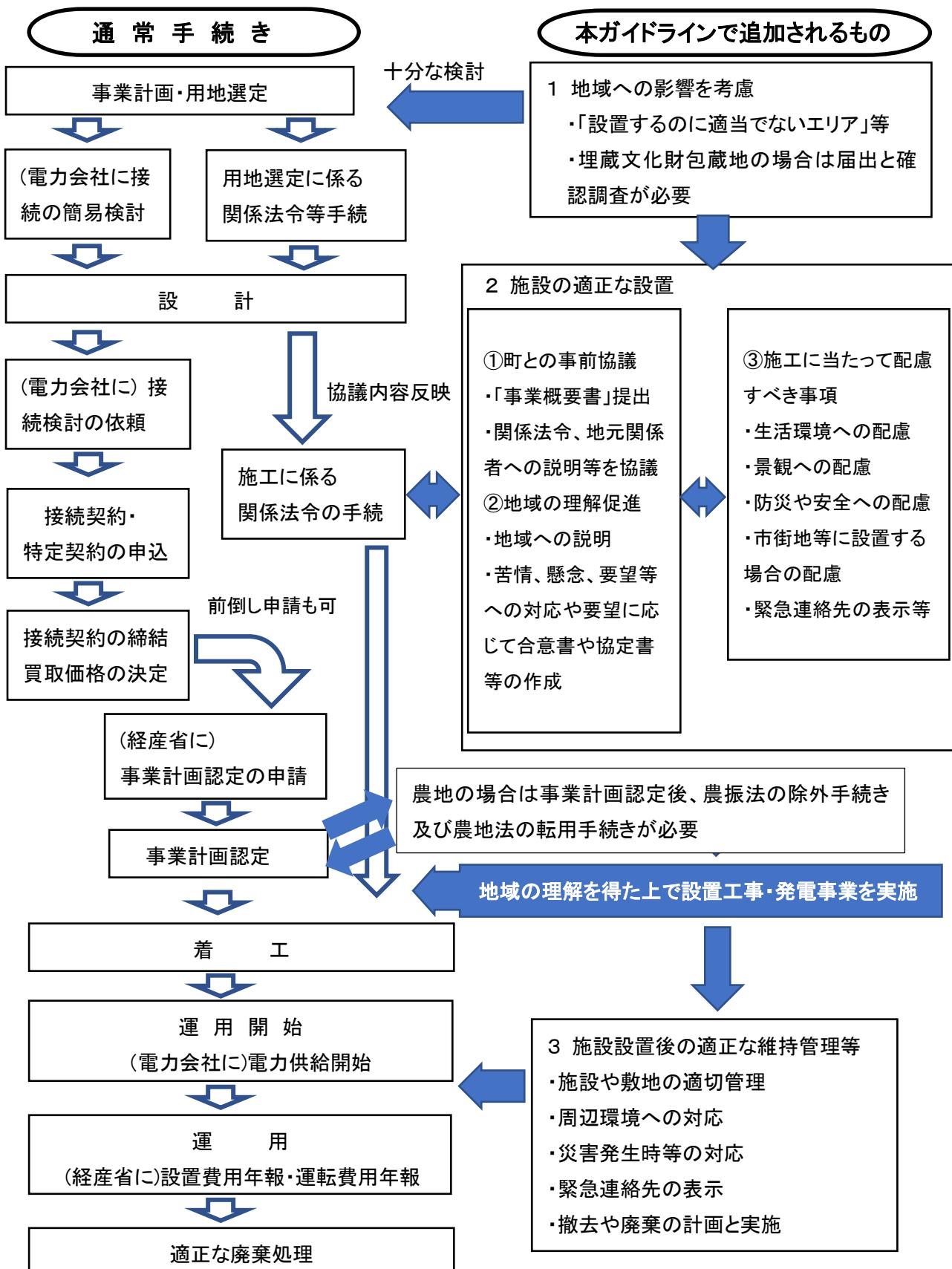
太陽光発電施設の設置予定場所の位置が分かる図面を添付してください。

提供いただいた情報については、関係課及び地元関係者で共有させていただきます。

## 合議欄

地域創生課	住民税務課	農林課	建設ガス水道課	教育課	
-------	-------	-----	---------	-----	--

# 太陽光発電施設の適正な設置・管理フロー



# 太陽光発電施設設置に係る関連法令(土地利用・環境等)

太陽光発電施設の設置に当たっては、様々な法令に基づく手続きが必要です。主な手続きは、以下のとおりですが、町条例等に基づく手続き等、これ以外の手続きが必要となる場合があります。

手続きに不備がないよう、下記相談先等に確認の上、手続きを行ってください。

## 「必要となる主な手続き」

番号	関係法令	主な手続き	相談先等	電話番号	
1	国土利用計画法	<p>売買等により一定面積以上の土地の権利を取得した場合、土地の権利取得者は利用目的(太陽光発電施設の設置)等について、契約締結日から2週間以内に、町長への届出が必要となる。</p> <p>1 届出が必要な面積 ・都市計画区域: 5,000m<sup>2</sup>以上 (3,000m<sup>2</sup>以上で県知事に届けの必要な場合もあります。) ・都市計画区域以外の区域: 10,000m<sup>2</sup>以上</p> <p>2 届出の必要な取引 ・売買 ・一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等</p> <p>3 届出のされた利用目的について、土地利用に関する計画への不適合等が認められる場合、県知事が、勧告や助言を行う場合がある。</p> <p>※都市計画区域については電話でご確認ください。</p>	事後届出	下仁田町役場地域創生課 地域創生係	0274-64-8809
2	都市計画法	・非線引き区域内での3,000m <sup>2</sup> 以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha.以上の開発行為	許可	群馬県 国土整備部 建築課	027-226-3705
3	工場立地法	メガソーラー等の太陽光発電施設の設置は、工場立地法第6条による届出対象外。(ただし、工場立地法の届出対象である特定工場の敷地内に設置する場合は、工場立地法第8条による変更の届出が必要となる場合がある。)	届出	下仁田町 役場 商工観光課 商工観光係	0274-64-8805

4	自然公園法	<p>国定公園については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。</p> <p>(1) 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更等の行為は、環境大臣又は知事の許可が必要となる。</p> <p>(2) 普通地域：建物高さ13m又は延べ床面積1,000m<sup>2</sup>、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は知事への届出が必要となる。</p> <p>なお、特別地域内において1ha以上、普通地域において5ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。</p>	事前 協議 許可 届出	群馬県 環境森林部 自然環境課  西部環境森林事務所	027- 226- 2876  027- 323- 4021
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあり、廃棄物処理法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更を行おうとする者は、行為に着手する30日前までに知事への届出が必要となる。	届出	群馬県 環境森林部 廃棄物リサイクル課	027- 226- 2851
6	群馬県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	<p>土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、埋立て等の区域面積が3,000m<sup>2</sup>以上となる場合は許可申請が必要となる。(なお、許可申請を行う前に、県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づく事前協議手続きを済ませる必要がある。3,000m<sup>2</sup>未満の場合は町への許可申請の必要がある。)</p> <p>ただし、以下については条例の適用除外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等を行う土地の区域内で発生した土砂等のみを用いた土地の埋立て等</li> <li>・国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等</li> <li>・採石法、砂利採取法及び廃棄物処理法での許認可を受けた土地の埋立て等</li> </ul>	許可	群馬県 環境森林部 廃棄物リサイクル課	027- 226- 2865
7	下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、埋立て等の区域面積が500m <sup>2</sup> 以上となる場合は許可申請が必要となる。	許可	下仁田町 役場 保健環境課 環境係	0272- -82- 5490

8	森林法(第10条の2) 開発行為の許可 森林法細則(第10条)	1haを超える地域森林計画対象民有林(5条森林)において開発行為をしようとする者は、知事の許可が必要となる。  森林には、木材の生産のほか、災害の防止、水資源の涵養等、様々な機能がある。こうした機能を持つ森林が無秩序に開発されるのを防止するため、森林を開発する場合には、事前に許可が必要となっている。  これを「林地開発許可制度」とい、開発によって失われる森林の機能のうち、以下の4つの機能の低下が最小限になるように、規制を設けている。  1 災害の防止:開発により、土砂の流出又は崩壊等の災害を発生させるおそれはないか。 2 水害の防止:開発により、水害を発生させるおそれはないか。 3 水の確保:開発により、水の確保に著しい支障をもたらすおそれはないか 4 環境の保全:開発により、周辺地域の環境を著しく悪化させるおそれがないか	許可	群馬県 環境森林部 森林保全課  富岡森林事務所	027- 226- 3255  0274 -62- 1535
9	森林法(第10条の7の2) 森林の土地の所有者となった旨の届出等	新たに森林の土地の所有者となった者は、土地の所有者となってから90日以内に、町長への届出が必要となる。	届出	下仁田町 役場 農林課 林業係	0274 -64- 8806
10	森林法(第10条の8) 伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画対象民有林(5条森林)において立木を伐採する場合、伐採を行う森林の所在する町長へ、「伐採及び伐採後の造林届出書」を伐採開始する日の30日前までに提出する必要がある。  ※森林以外の用途への転用を行うもので、開発に係る面積が1haを超える場合(1ha以下の開発を行った後に、引き続いて隣接する森林において一体性を有する開発を行い、全体で1haを超える場合も含む。)には、開発行為の許可が必要	届出	下仁田町 役場 農林課 林業係	0274 -64- 8806
11	森林法(第26条、第26条の2、第27条第1項)保安林の指	保安林については、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されている。  保安林の指定の解除は、森林法第26条又は第26条の2に規定する場合に限られ、解除の権限は大	指定 解除  許可	群馬県 環境森林部 森林保全課	027- 226- 3255

	定の解除 及び森林法(第34条第2項) 保安林内作業許可	臣又は知事が有している。 保安林内で、土石の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行う場合には、知事の許可が必要となる。		富岡森林事務所	0274-62-1535
12	群馬県水源地域保全条例	群馬県水源地域保全条例で指定された森林において、所有権移転等が行われるとき事前に届け出ること。	届出	西部環境森林事務所	027-323-4021
13	砂利採取法	事業予定地が既存の砂利採取場に含まれる場合は、以下のいずれかの手続きが必要となる。 ・採取場の一部を事業地とする場合は、当該区域を採取場から除外するため、認可業者から知事宛てに採取計画変更申請を行うこと。 ・採取場の大部分が事業地となる場合は、認可業者から知事宛てに採取場の廃止を届け出ること。	認可	富岡土木事務所	0274-63-2255
14	農地法	農地又は採草放牧地に発電設備を設置する場合、あらかじめ知事又は指定町長の許可が必要となる。 ・集団的優良農地については、原則不許可である。 ・転用する農地の面積が4ha超の場合は、農林水産大臣との協議を要し、2haから4ha以下は知事との協議を要する。	許可 又は 届出	下仁田町役場農林課農業係	0274-64-8806
15	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	農用地区域に発電設備を設置する場合、あらかじめ農用地区域から除外する必要がある。 除外は、農地転用許可見込みがあることを前提として、除外の要件を全て満たす場合に限ってできる。	許可	下仁田町役場農林課農業係	0274-64-8806
16	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地等で工作物の設置や土地の形状変更を行う場合は、河川管理者(※1)の許可が必要となる。 ※1 河川管理者 ・一級河川(国土交通省大臣管理区間):大臣 ・一級河川(県知事管理区間):県知事 ・二級河川:県知事 ・準用河川:町長	許可	下仁田町役場建設ガス水道課管理係	0274-64-8807

17	砂防法	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物を新築し、改築し、又は除去すること。</li> <li>・砂防設備を占有すること。</li> <li>・竹木を伐採し、又は芝草その他の生産物を採取すること。</li> <li>・滑り下し又は地引により物件の運搬を行なうこと。</li> <li>・開墾その他により土地の原状を変更すること。</li> </ul>	許可	富岡土木事務所	0274 -63- 2255
18	土砂災害防止対策の推進に関する法律	<p>土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域内において、次に掲げる土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、埋立て等の区域面積が500m<sup>2</sup>以上となる場合行為をしようとする場合は、知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定開発行為を行う場合(住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療機関(政令の定めるものに限る。)以外の用途でないものの建設)</li> </ul>	許可	富岡土木事務所	0274 -63- 2255
19	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令の定める軽微な行為を除く。)</li> <li>・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為(政令の定める軽微な行為を除く。)</li> <li>・のり切又は切土で政令の定めるもの</li> <li>・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令の定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良</li> <li>・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令の定めるもの</li> </ul>	許可	富岡土木事務所	0274 -63- 2255

20	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘削又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令の定めるもの	許可	富岡土木事務所	0274-63-2255
21	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材を用いた対象建設工事(工作物に関する工事(土木工事等)、請負金額500万円以上)を行う発注者は、工事着手7日前までに知事に届出が必要となる。	届出	高崎土木事務所	027-322-4300
22	建築基準法	建築基準法では、建築確認の対象となる建築・工作物として太陽光発電設備は該当しない。ただし管理棟・小屋等を建築する場合には建築確認が必要になる。	確認	高崎土木事務所	027-322-4186
23	景観法 (下仁田町景観条例)	景観計画に定めた景観形成規準(良好な景観の形成のための行為の制限)に基づき、一定規模以上の建築物等については、町長へ事前の届出が必要となる。  1 届出が必要な行為 景観計画に定める行為 ※重点的かつ計画的に景観の保全誘導を図る必要がある地区については、行為の制限がより厳しくなっている。  2 届出の内容について、町長が、景観形成規準に基づき指導等を行う場合がある。	届出	下仁田町役場 建設ガス水道課 管理係	0274-64-8807
24	文化財保護法	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、「史跡名勝天然記念物」に指定されている。 指定された史跡名勝天然記念物について建築・土	許可	下仁田町役場 教育課 文化財保護係	0274-82-5345

		<p>木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・町の教育委員会の許可が必要となる。</p> <p>工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で事業予定地の町文化財所管課等へ要確認</p>			
25	文化財保護法 (埋蔵文化財)	<p>埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と呼んでいる。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地で建築・土木工事を行うときは、文化財保護法により工事着手予定の60日前までの届け出が義務づけられている。確認調査を行うため、まずは早目に埋蔵文化財包蔵地かどうかの確認が必要となる。確認調査を踏まえた協議の結果、計画内容の変更をお願いする場合がある。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるので、工事計画段階から町教育課と協議すること。</p> <p>また、工事中に遺跡を発見した場合は速やかな届出が必要である。</p>	届出	下仁田町 役場 教育課 文化財保護係	0274 -82- 5345
26	下仁田町文化財の保護に関する条例	<p>下仁田町内に存在する文化財が、建築・土木工事等により現状変更をする場合又は保存に影響が及ぶ場合、事前に町教育委員会の許可が必要。</p> <p>文化財とは、文化財保護法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、町で指定されている文化財は次の区分により指定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下仁田町指定重要有形文化財</li> <li>2 下仁田町指定重要無形文化財</li> <li>3 下仁田町指定重要民俗文化財</li> <li>4 下仁田町指定史跡</li> <li>5 下仁田町指定名勝</li> <li>6 下仁田町指定天然記念物</li> </ol>	許可	下仁田町 役場 教育課 文化財保護係	0274 -82- 5345

## 太陽光発電に関するガイドライン等

ガイドライン名等	発行元	発行年
大規模太陽光発電システム導入の手引書	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	2011年
公共・産業用太陽光発電システム手引書	一般社団法人 太陽光発電協会	2013年
事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)	資源エネルギー庁	2017年
住宅用太陽光発電システム設計・施工指針	一般財団法人 新エネルギー財団	2007年
太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン(設計施工・システム編)	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	2010年
10kW 以上的一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点(第 10 版)	一般社団法人 太陽光発電協会	2015年
地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	2017 年
地上設置型太陽光発電システムの構造設計例		
太陽光発電システム保守点検ガイドライン 【10kW以上の一般用電気工作物】	一般社団法人 太陽光発電協会	2014年
太陽光発電システムの保守点検ガイドライン	一般社団法人日本電機工業会 一般社団法人太陽光発電協会	2016年
太陽光発電システム保守点検ガイドライン 【住宅用】	一般社団法人 太陽光発電協会	2016 年
太陽光発電システムの反射光トラブル防止について	一般社団法人 太陽光発電協会	2010 年
太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準	東京消防庁	2014 年
太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について	一般社団法人 太陽光発電協会	2015 年
震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点	一般社団法人 太陽光発電協会	2016 年
太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第 2 版)	環境省 環境再生・資源循環局	2018 年

※関連情報については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新の情報を参照すること。

**太陽光発電施設設置に係る下仁田町窓口(事業概要書提出先)**

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田111-2

下仁田町役場 保健環境課環境係(保健センター内)

TEL:0274-82-5490

FAX:0274-70-3013

## 注意連絡事項チェック表

	注意事項	備 考	チェック 欄	該当欄	担当者 確認欄
1	トラブル等が起きないよう、初期段階から、周辺住民地権者等、関係者と十分なコミュニケーションを取ること。		<input type="checkbox"/>		
2	動植物で重要種の育成・生息が確認された場合は回避等を行うこと。		<input type="checkbox"/>		
3	山並み河川等の自然景観や史跡等の文化的景観等の景観についても配慮し設計を行うこと。		<input type="checkbox"/>		
4	農地や水源地域では可能な限り除草剤等の薬剤を使用しないこと。		<input type="checkbox"/>		
5	事業終了や機械の入れ替え時に適切な撤去及び処分を行うため、想定した経費の積み立て等事業計画を策定すること。		<input type="checkbox"/>		
6	農地または農地に隣接する土地に設置する場合は農林課と協議すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(印)
7	土砂等による埋立て、盛土等も行う場合は保健環境課で手続(区域面積が500m <sup>2</sup> 以上)すること。 ※3,000m <sup>2</sup> 以上は県で要手続		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(印)
8	面積、出力に関わらず、建設予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか、教育課文化財保護係で確認すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(印)
9	面積、出力に関わらず、建設予定地が世界遺産荒船風穴付近の場合は、教育課文化財保護係で協議すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(印)

※出力50kw以上は太陽光発電施設設置事業概要書概要書(別紙様式)を提出